

矢板市告示第 1 2 8 号

地籍調査支援システム賃貸借に係る公募型プロポーザルについて、以下のとおり実施する。

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

矢板市長 森 島 武 芳

1 業務名

地籍調査支援システム賃貸借（以下「本業務」という。）

2 業務内容

主たる業務内容は、地籍調査支援システムの導入に係る業務とする。

詳細は、「地籍調査支援システム仕様書」のとおり。

3 契約

契約書の作成を要する。

契約名：地籍調査支援システム賃貸借

※ リース業者に対し、契約を締結する（優先交渉権者が自社リースを行わない場合は、矢板市が別に選定するリース業者と契約を締結する）。

※ 5 か年の長期継続契約とし、令和 9 ～ 1 3 年度矢板市一般会計予算が議決されなかった場合は、本件使用について停止することがある。

4 納入期限

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 システム使用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

6 提案限度額

¥ 1 2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、5 年間の合計金額とする。

7 参加資格要件

次の要件をすべて満たすことができる株式会社、その他法人または法人以外の団体等で、市が実施する地籍調査事業に対して、業務上必要な機能を具体化できる能力を有する者とする。

- (1) 本市の令和7・8年度物品等納入入札参加資格審査申請者名簿に「情報処理（L-2コンピュータ関連サービス）」で登録されている者であること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS または ISO27001）またはプライバシーマーク等のセキュリティ関係の認証を受けていること
- (3) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験者等を有した者を従事させることができる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと及び同条第2項の規定に基づく矢板市の入札参加制限を受けていないこと。
- (5) 優先交渉権者決定通知の日までの間、矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦、支持または反対する目的の団体でないこと。
- (9) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）に規定する暴力団又は役職員が暴力団員等ではないこと。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

8 入札保証金及び契約保証金 免除

9 支払条件

使用月分の賃貸借料を、その翌月以降に請求できることとする。

10 主なスケジュール（予定）

項 目	日 程
本件プロポーザルの実施公告	令和8年10月20日（火）
実施要領・仕様書・様式公表	令和8年10月20日（火）
参加申込書の提出期限	令和8年11月10日（火）正午まで
質問書の受付期限	令和8年11月17日（火）正午まで
質問への回答	令和8年11月24日（火）9時00分
業務提案書等の提出期限	令和8年12月 8日（火）正午まで
審査委員会 （プレゼンテーション）	令和8年12月14日（月）
優先交渉権者決定	令和8年12月17日（木）
業務履行者決定	令和9年 1月 4日（月）
見積書の提出	業務履行者決定から7日以内
落札の決定	
覚書の取り交わし	落札通知から7日以内
リース契約の締結	令和9年3月31日（水）まで

11 手続等

(1) 書類の配布

市の公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(2) 参加申込書、企画提案書の提出方法等

	参加申込書	業務提案書
提出期限	令和8年11月10日（火） 正午必着	令和8年12月8日（火） 正午必着
提出方法	持参または郵送。郵送の場合は簡易書留とすること。	
提出場所	次項の問合せ先に提出	

12 問合せ先

〒329-2192

栃木県矢板市本町5番4号

矢板市役所 都市整備課 地籍調査室

電 話：0287-43-3062

メール：chiseki@city.yaita.tochigi.jp